

## 第6回園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会

### 会 議 概 要

日時：平成16年10月20日（水）午後1時30分から

場所：八木町立中央公民館 3階大集会室

第6回園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会 会議概要

開催日時	平成16年10月20日(水) 午後1時26分から 午後2時58分まで
開催場所	八木町立中央公民館 3階大集会室
議長氏名	野中 一二三 会長
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり
欠席者氏名	浅野 敏昭 委員、新田 一郎 委員
事務局氏名	別紙「事務局名簿」のとおり
会議録署名委員	長野 弘 委員、谷 義治 委員
公開・非公開の別	公開
傍聴人の人数	9名(うち報道関係 4名)

議事	会議事項	別紙次第のとおり
	その他項目	
	会議経過	別添のとおり
	会議資料	別添「資料」のとおり

## 出席者名簿

### < 1号委員 >

野中 一二三 会長  
岸上 吉治 副会長  
仲村 脩 副会長  
中島 三夫 副会長  
奥村 善晴 委員  
廣瀬 傳次 委員  
箱田 博治 委員

### < 2号委員 >

中川 圭一 委員  
高橋 芳治 委員  
井尻 治 委員  
柿迫 義昭 委員  
村田 憲一 委員  
吉見 徳寛 委員  
吉田 繁治 委員  
長野 弘 委員  
谷 義治 委員  
中川 幸朗 委員  
出野 敏 委員  
古屋 正雄 委員

### < 3号委員 >

上野 嘉雄 委員  
滝村 尚史 委員  
前田 三子 委員  
田中 博 委員  
牧野 修 委員  
川勝 儀昭 委員  
谷 幸 委員  
中川 晃 委員  
福嶋 利夫 委員  
齊藤 進 委員  
藤岡 裕英 委員  
藤林 芳朗 委員  
湯浅 満男 委員  
吉田 紀子 委員  
吉川 元治 委員  
上原 正義 委員  
大牧 義夫 委員  
佐々木 智康 委員  
中西 多嘉子 委員  
末武 徹 委員  
竹内 啓雄 委員

## 事務局名簿

事務局長	奥村 善晴
事務局次長総務班班長	山脇 惠次
参事	峯松 裕之
参事補佐	村上 章
企画班班長	伊藤 泰行
調整第1班班長	大野 光博
調整第2班班長	永口 茂治
総務班	塩貝 潔子
企画班	国府 諭史朗
調整第1班	吉田 惠
調整第2班	市原 丞

## 専門部会長名簿

総務部会	松田 清孝
議会部会	木村 清司
税務部会	松本 国夫
企画財政部会	塩貝 悟
住民部会	栃下 辰夫
保健福祉部会	山内 晴貴
教育部会	川邊 清史
建設部会	西岡 克己
産業経済部会	神田 衛
上下水道部会	井上 修男

## 第6回 園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会 会議経過

### 1. 開 会

- ・ 事務局より配付資料確認

### 2. 挨拶（成立報告含む）

野中会長

大変お忙しい中、お集まり頂きましたことに、まず厚く御礼を申し上げます。心配致しております台風23号が夕方から夜間にかけて当地方を通過するような情報が、今流されております。できうる限り大きな災害のない当地方であってほしいことを、みなさんと一緒に願わずにはおれません。

### 3. 議 事

- ・ 協議会規約第10条第2項「会長は会議の議長となる」により野中会長が議長
- ・ 野中議長より本日の会議の議事録の署名人2名（長野 <sup>ひろむ</sup> 弘 委員、谷 <sup>よしはる</sup> 義治委員）を指名

#### （1） 協議事項

#### （ 総務・企画・議会小委員会関係 ）

別紙資料に基づき、協議第90号から協議第93号まで（4議案）を、総務・企画・議会小委員会・高橋委員長より説明。以下は、10月12日の第8回の小委員会で協議し、決定したものである。なお提案の説明は、各協議事項ともその主なものとする。

#### 協議第90号： 15-1 公共的団体等の取扱いに関すること（その3）【説明】

分類1「各町共通団体」、企画関係に属する「京都府及び全国組織」についての組織加入の事項。「京都府過疎地域対策協議会」及び、「全国有線テレビ協議会」、「水力発電関係市町村全国協議会」など、4町ともに多くの組織に加入している。調整結果として、「水力発電関係市町村全国協議会・豪雪地帯町村協議会については新市においても加入する。」とする。

「京都府過疎地域対策協議会・和知町の駅を守る会については新市において退会する。」との、調整結果として提案があったが、委員より「時期の課題が出てくるのではないか。」との意見があり、協議の結果、「新市において加入しない。」とする。

「全国有線テレビ協議会、地方自治情報センター協議会、農村アメニティ協議会、近畿電源地域協議会、茅葺きネットワーク協議会については退会も含めて新市で検討する。」とする。

以上の経過により、調整結果(案)のとおり小委員会決定とする。

**全員賛成で協議会決定。**

**協議第91号： 16-1 各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関する事(その2)**

**【説明】**

4町が加入している「防災関係」「企画関係」についての負担金及び補助金についての事項。

分類2「防災関係」の「補助金」については、2町で「自主防災組織」へ補助金支出をしている。調整結果として、事務局提案では自主防災組織に婦人消防協力隊も含まれていたが、「他の婦人消防協力隊との関連もあるのではないか。」との指摘もあり、「婦人消防協力隊は含まないものとする。」との事務局答弁により、調整結果(案)のとおり、「自主防災組織活動補助金は、一集落一団体として年間5,000円とする。」こととする。

分類1「負担金」については、企画関係の京都府中部文化芸術負担金として、4町とも10万円の支出をしている。調整結果としては、「存廃も含め新市で検討する。」とする。

分類2、企画関係の美山サイクルロード実行委員会補助金については、「地域を限定して新市において継続する。」とする。

以上を、調整結果(案)のとおり小委員会決定とする。

**全員賛成で協議会決定。**

**協議第92号： 19-5 広聴広報の取扱い(その3)【説明】**

新市における情報通信網に関する事項。分類7「高度情報通信網」について、項目1「有線放送施設」としては、日吉町で「同報無線システム」が2,213世帯で利用されており、項目2「共同テレビ施設」としては、園部町では「共同テレビ施設(CATV含む)」に6,011戸が加入している。いずれも、行政情報・防災情報などの、情報が提供されている。なお、共聴組合については、八木町では町として関係されている共聴施設はなく、日吉町ではテレビ共同受信施設の組合が30組合・1,050世帯、美山町でも同じく22組合・1,900戸の加入となっている。調整結果は、「有線放送施設」については、「現行施設は新市に継承する。」とし、「共同テレビ施設(CATV含む)」については、「現行施設は新市に継承する。なお、合併後、CATV機能の整備を含めた高度な広域情報通信網を整備する。」とする。

各項目の調整結果を諮ったところ、特に異議なく、それぞれ調整結果(案)のとおり小委員会決定とした。

**全員賛成で協議会決定。**

**協議第93号： 21-1 交通安全の取扱い(その2)【説明】**

分類1「交通安全」、項目4「防犯灯設置事業」については、現在4町でそれぞれの事業が取

り組まれているが、事業の対象、費用負担、維持管理形態などに違いがある。調整結果としては、「設置並びに修繕経費は新市負担とし、電気代・球交換は地元負担とする。ただし、当分の間、既存施設は現行どおりとする。」とする。

以上の経過の中で、調整結果について諮ったところ異議なく、調整結果(案)のとおり、小委員会決定とした。

#### ・主な質疑・応答

委員

当分の間、既存施設は現行どおりということでございますけれども、電気代なり球の交換は地元負担とする、この地元というのは、施設が設置をしてある住所地の地域ということによろしいですか。

事務局

議長。

野中会長

どうぞ。

事務局

総務部会の松田でございます。今おおせのとおりでございますので、よろしくお願い致します。

野中会長

どうぞ。

委員

そういった場合に、中心地なり地域の周りに隣接している地域であるところはまだ構わないと思うのですが、例えばですね、山奥であったりだとか、どんつきにある地域の次の地域、行き来が山の方じゃなくて外へ外へ行くのがほとんどであろうと思うのでけれども、そしたら奥に、自分とこの住宅よりも山あいにある防犯灯はいらないのではないかと。ご理解頂けますか。奥向いては、もううちの地域はいりませんというような不具合が、出てくるんじゃないかなということをご心配するんですけれども。

野中会長

私の方から、この調整項目の一番最後に書いてありますように「当分の間、既存施設は現行どおりとする」という一行が入っておりますので、これは各町が設置されているもの、各地域が設置されているもの、分類されているというふうに思います。そういう点でやはり既存の施設は現行どおりという一行をですね、その設置された機関が、当分の間は負担する、その間の間に新しい市でそれぞれの方法をきちっと位置付けて頂くというふうに解釈頂ければありがたいというふうに思いますが、そういうことをお願いをしたいと思っておりますがよろしいか。

委員

( 「了解」の声 )

**全員賛成で協議会決定。**

=====

**( 住民・福祉・保健衛生・環境小委員会関係 )**

別紙資料に基づき、協議第94号から協議第97号まで(4議案)を、住民・福祉・保健衛生・環境小委員会・井尻委員長より説明。以下は、10月1日の第8回小委員会において、決定した内容についての報告である。

**協議第94号： 19-4 人権啓発の取扱い(その1)【説明】**

分類1「人権啓発事業」、調整項目1「啓発推進事業」については、各町において「人権の集い」や「街頭啓発」など様々な事業が行われている。調整結果としては、「人権啓発推進の観点にたち、新市において速やかに調整し、計画的な事業の展開を図る。」こととする。項目2「啓発推進組織」については、「新市において組織の一元化を図り、各種団体の連携を強化し、計画的な人権啓発事業を推進する。」こととする。項目4「人権擁護委員」については、人権擁護法に基づき、法務大臣の委嘱により各町3名から6名選出されている。調整結果は、「委員数においては現行のまま継承し、負担金については新市において調整する。」こととする。なお、相談の開設状況については、どの町も毎月定期的実施されているが、法律相談については、若干違いが生じているので、調整結果としては、「開設方法及び回数については新市において調整する。」こととする。

分類2「行政相談事業」については、各種心配ごとや様々な行政相談について、相談員を中心に実施されている。委員は各町とも1名となっている。調整結果としては、「現行のまま新市に移行し、開設方法及び回数等は新市において関係機関とも協議の上、調整していく。」こととする。

分類3「保護司会等」について、保護司は保護司法に基づき法務大臣の委嘱により、犯罪者の更生等を目的に活動されている。調整結果としては、「現行のまま新市に継承する。ただし、補助金については、新市において調整する。」こととする。項目2「更生保護婦人部」についても、「現行のまま新市に継承する。」こととする。

**全員賛成で協議会決定。**

**協議第95号： 19-14 塵芥処理の取扱い(その3)【説明】**

分類項目10「ごみ減量対策」については、特に生ごみ処理機購入補助金や生ごみ収納庫設置補助について協議を行った。第7回の小委員会で、事務局より「補助内容を一元化の上、新市に

継承する。」と提案されたが、委員より「補助基準についても具体的に明記すべきである。」との意見が出され、一旦継続協議となり第8回の小委員会に再度提案されました。調整結果としては、コンポスト購入補助は、「購入価格の2分の1以内、上限4,000円」とし、生ごみ処理機購入補助は、「購入価格の2分の1以内、上限30,000円」とする。調整項目2「古紙回収団体補助」については、「継続して、新市に移行する。」こととし、「補助内容等統一できるものは統一する。」こととする。項目3「生ごみ収納庫補助」については、基準は「事業に要する経費の3分の2以内、上限50,000円」とする。

**全員賛成で協議会決定。**

**協議第96号： 19-15 保健衛生の取扱い(その3)【説明】**

分類3「老人保健事業」に係る検診の自己負担金について。現在、住民健診における基本健診については、どの町も自己負担額を徴収されており、調整結果は対象者を「18歳以上」とし、集団健診については、「500円」、個別健診については「1,000円」とする。

なお、がん検診等においては個人負担金を徴収している町と無料の町があり、第7回小委員会に事務局より、検診費用の1割相当額を負担することの提案があった。それに対して、委員より「一気に負担増になれば受診離れが起きることにもなる。」「一定の負担はやむをえないが、単価については再度見直すべきである。」との意見が出た。これを受けて、再度部会で検討することとなり、第8回小委員会に再度提案された。その結果、骨粗しょう症検診「100円」、胃がん検診「200円」、大腸がん検診「100円」、子宮がん検診「200円」、乳がん検診「200円」となる。ただし、「70歳以上については無料」とする。なお、じん肺検診の自己負担金1,000円については、「現行のまま新市に移行する。」こととする。

**全員賛成で協議会決定。**

**協議第97号： 19-16 各種社会福祉事業等の取扱い(その4)【説明】**

分類4「障害者福祉関係」、「障害児激励事業」は、20歳未満の障害児を対象に、更生への援助と健全育成を助長するとともに福祉の増進を図ることを目的に激励金が支給されており、現在園部町・八木町で実施されている。調整結果としては、「一元化の上、新市において実施する。」とし、「支給額については、2万円とする。」こととする。身体障害者相談員については、「社会福祉事務所設置による職員配置等において調整する。」こととする。「在宅重度身体障害者介護者激励事業」については、在宅障害者とその介護の福祉の向上を図る目的で激励金が支給されている。調整結果としては、「適用基準を調整し、全市に拡大して実施する方向で調整する。」こととする。なお、「在宅重度身体障害者見舞い品支給事業」については、「廃止する。」こととする。

町独自の障害児者医療費制度として、65歳未満の身体障害者3級から6級、または精神障害者保健福祉手帳の1級から3級等の方々を対象に、医療費の一部助成を行っているが、現在2町

では身体障害者手帳3・4級を対象に、あとの2町では3級から6級までを対象とするなど、若干の差が生じている。調整結果としては、「身体障害者の3・4級、知的障害者療育手帳B、精神障害者手帳所持者を対象」とし、「一元化の上、新市に継承する。」こととする。

分類5「児童母子福祉関係」、調整項目2「母子寡婦福祉資金の貸付」については、「くらしの資金の中で位置付ける。」こととする。「チャイルドシート購入補助」は、3町で実施されており、調整結果は、「一元化の上、新市において実施する。」こととする。

分類5、調整項目6「町単独自制度」のうち、「出産祝金等支給事業」については、「一元化の上、新市において実施する。」こととし、「基準を統一する。」とういことで、第1子5万円、第2子10万円、第3子30万円とする。「すこやか手当支給事業」についても、「一元化の上、新市において実施する。」こととし、「基準を統一する。」ということで、5歳未満の児童を対象に、第1子月額3,000円、第2子月額4,000円、第3子月額6,000円とする。「遺児奨学金等支給事業」については、「対象者、支給基準を調整の上、新市に移行する。」こととする。「祝金事業」については、「一元化の上、新市に継承する。」こととし、小学校・中学校入学時に「それぞれ5万円を支給する。」こととする。なお、高等学校入学については、「新市の財政状況を勘案し、検討する。」こととする。

分類5の(2)調整項目2における「母子・寡婦家庭自動車運転免許取得助成事業」については、「新市に移行後、調整する。」こととする。(4)「乳幼児医療制度」については、「一元化の上、新市に継承する。」こととし、「高等学校終了まで対象とする。」こととする。(5)18歳以上20歳未満の母子家庭の母及び子どもを対象とした「母子家庭医療制度」、並びに20未満の父子家庭の父及び子どもを対象とした「父子家庭医療制度」については、「廃止する。」こととする。

## ・主な質疑・応答

### 委員

母子・父子の家庭の医療制度の廃止に至った経過を、お伺いを致したいと思います。

### 事務局

ただいまのご質問でございますけれども、母子家庭の医療制度につきましては府の制度がございまして、18歳までは府の制度で対応されておりまして、1町でさらに2歳の延長を町単独でやっておられるということでございます。これにつきましても、先に出ておりました、すこやか医療制度で高校卒業までの児童を対象とするということでございますし、一定拡大される部分もありますので、廃止ということでございます。

父子家庭の医療制度につきましても、同じように20歳までの父子の医療費を助成しておるわけでございますけれども、これも1町の実施でございますけれども、実質、実績はゼロであると、15年度は実績がなかったというふうにお聞きしておりますし、これにつきましても、先

ほど言いましたようにすこやか制度の拡大ということで、18歳までの部分につきましては対応がありますので、一定全て廃止ということではないということで、ご理解賜りたいというふうに思います。

**全員賛成で協議会決定。**

=====

**( 教育小委員会関係 )**

別紙資料に基づき、協議第98号から101号を、教育小委員会・中川委員長より説明。以下は、10月1日の第7回小委員会において、小委員会決定した内容についての報告である。

**協議第98号： 14-4 使用料及び手数料等の取扱いに関する事【説明】**

「学校教育」関係、分類1「負担金」及び2「その他」については、現在日吉町・美山町において、バス通学費の保護者負担を徴収する条例や規則に基づき徴収されている。調整結果としては、「スクールバスや市営バス等の運行と補助内容の調整に基づき、通学費の助成の方法を統一し、条例または規則等の整備を行う。」こととする。なお、ことばの教室運営費各町負担金については、現在園部町へ船井郡内より通級されている児童の負担金については各町教育委員会より納入されている。調整結果としては、「通級学級の運営費は、新市における通級学級の設置状況に基づき、必要な経費の負担やその措置を新市において調整する。」こととする。

「社会教育」関係、園部町・八木町の公民館使用料並びに園部町の文化博物館使用料については、これも条例に基づき、それぞれ徴収されている。調整結果として、「現行のまま新市に継承する。」こととするが、「新市における利用状況等の実績を踏まえて、類似施設の施設規模等に応じて、新市で使用料等について検討・調整を行う。」こととする。また、日吉町のサイクリングターミナル自転車貸付使用料については、「現行のまま新市に継承する。」こととする。

分類項目「その他」、「受講料等」の各種講座・教室等の受講手数料については、「一元化の上、新市に継承」し、「各種講座等における材料費や資料代等の参加者実費負担金は、講座毎に精算する。」こととする。

**全員賛成で協議会決定。**

**協議第99号： 15-4 公共的団体等の取扱いに関する事【説明】**

「学校教育」関係、分類1「各町共通団体」では、全国町村教育長会や京都府町村教育長会など国・府関係団体として18団体、南丹教育委員会連絡協議会や口丹波中学校体育連盟など協議会関係として13協議会、京都府へき地教育研究会や船井郡小学校教育研究会など研究会関係として12研究会、その他として船井郡小学校長会や船井郡小学校教頭会などにそれぞれ加入して

いる。調整結果としては、「国・府関係団体にあつては、各種情報交換や研究活動等を進める上で連携を図る必要があることから、引き続き加入する。市レベルで組織されている団体については、新市において活動内容等を精査し、加入の可否を検討する。その他公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合または再編の調整に努める。郡レベルにおける教育委員会及び学校関係者で組織する団体は、組織再編や解散等について、検討・調整を行う。」こととする。

分類2「各町独自団体」として、全国山村留学協会や人権教育研究会、その他では各町校長会・教頭会など27団体にそれぞれ加入している。調整結果としては、各町共通団体と同じく国・府関係は「引き続き加入」し、その他の団体については、「新市移行後も各団体の自主性を尊重し、連携・協調を図る。」こととする。

「社会教育」関係、分類1「各町共通団体」では、京都府社会教育委員連絡協議会や京都府公民館連絡協議会など協議会関係で20団体に加入している。調整結果としては、「学校教育」関係と同様に、府レベルの団体については、「引き続き加入する。市レベルで組織されている団体については、新市において加入の可否を検討する。」こととする。その他公共的団体や郡レベルで組織する団体については、「組織再編や解散等について、検討・調整を行う。」こととする。

分類2「各町独自団体」について、全国民俗芸能振興市町村連盟や全国伝統的建造物群保存地区協議会、また公民館サークル連絡協議会などにも加入されている。調整結果としては、「全国レベルの団体については、各種情報交換や活動等を進める上で連携を図る必要があることから、引き続き加入」し、「その他の団体は、新市移行後も各団体の自主性を尊重し、連携・協調を図る。」など「新市移行後、調整する。」こととする。

#### 全員賛成で協議会決定。

#### **協議第100号： 16-4 各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関する事【説明】**

「学校教育」関係、分類1「負担金」については、各町とも府町村教育長会負担金・府公立学校施設整備期成会負担金・全国学校栄養士協議会負担金など41団体に支出している。調整結果としては、「新市に移行後、調整する。」こととし、「法令外負担金については、基本的に支出しないこととする。ただし組織運営上必要な負担金については、新市においても支出する。」こととする。

分類2「補助金」については、人権教育研究会補助金や小学校体育連盟補助金など5団体に支出されている。調整結果としては、「新市に移行後、調整する。」こととし、「新市の教育方針に基づき、各種教育活動の振興を図るため必要な活動支援については、新市においても実施する。」こととする。

「社会教育」関係、分類1「負担金」については、府社会教育委員連絡協議会分担金や府公民館連絡協議会など17団体に支出している。調整結果としては、「学校教育」関係同様、「新市に

移行後、調整する。」こととし、「法令外負担金については、基本的に支出しない。」こととする。  
「ただし、組織運営上必要な負担金については、新市においても支出する。」こととする。

分類2「補助金」について、教育振興会補助金や国際交流協会補助金などが支出されている。調整結果としては、「新市に移行後、調整する。」こととし、「新市の教育方針に基づき、各種教育活動の振興を図るため必要な活動支援については、新市においても実施する。」こととする。

**全員賛成で協議会決定。**

**協議第101号： 19-22 社会教育の取扱い(その5)【説明】**

分類7「社会体育施設の取扱いに関する事」、調整項目1「体育施設の設置状況」については、現在各町において総合運動場・陸上競技場・体育館など約40施設が設置されている。調整結果としては、「各種の社会体育施設は、身近な住民利用が主体であり、施設規模や設備等が異なる関係から、現行のまま新市に継承する。」こととする。ただし、「類似する施設使用料は、一元化の上、新市に継承する。」こととし、体育館については「1時間400円」、テニスコートについては「1時間500円」、夜間照明を利用すればさらに「500円」徴収することとする。なお、「体育施設の設置状況」、調整結果(案)下段の各施設については、「規模や利用状況等を勘察し、集落への移管等に向けて、協議・調整を行う。」ことも確認をした。

調整項目2「学校施設の開放」については、現在どの町も基準を定め、広く住民に開放している。ただ、維持管理上、一部使用料を徴収されている町と無料の町がある。調整結果としては、「社会体育の振興のため、引き続き学校施設の開放を新市においても実施」し、「使用料は、原則無料」とするが、照明等にかかる費用として表記のとおり「1時間当たり200円」を徴収、「グラウンドの夜間照明は、1時間当たり1,000円」徴収することとする。

**全員賛成で協議会決定。**

=====

**( 建設・産業・上下水道小委員会関係 )**

別紙資料に基づき、協議第102号から協議第107号まで(6議案)を、建設・産業・上下水道小委員会・柿迫委員長より説明。以下は、10月8日の第9回小委員会において協議を行い、調整結果の案として決定したものである。

**協議第102号： 14-5 使用料及び手数料等の取扱いに関する事(その2)【説明】**

「上水道等の取扱い」、分類2「手数料」、調整項目1「給水手数料」については、1町において「開閉栓手数料」を徴収しており、3町では徴収していない現況であるが、調整結果としては、「新市移行時に、200円に統一する。」こととする。

調整項目2「工事手数料」については、4町において手数料の項目や内容に相違がある。調整

結果は、「給水装置工事設計手数料」については、「給水装置は申請者が設計施工を行うため、新市移行時に廃止する。」「給水装置工事申請手数料」・「給水装置工事設計審査手数料」・「検査手数料」については、「新市移行時に、給水装置工事申請手数料に統一」し、「1工事1件につき、25ミリ未満で1,000円・50ミリ未満で2,000円・50ミリ以上で3,000円」とする。「道路占用料」については、「水道給水に係る費用としては、廃止する。」こととする。「給水装置工事業者指定手数料」については、「新市移行時に、1件10,000円に統一する。」ことと致しております。

調整項目3の「督促手数料」については、「新市移行時に、他の関係部署と同額の、1件100円とする。」こととする。

### 全員賛成で協議会決定。

## **協議第103号： 19-24 建設関係事業の取扱い(その4)【説明】**

分類9「道路(橋梁)の維持管理」、調整項目3「除草(伐採)」については、4町において実施をしているが、シルバー人材センターなどに一部委託している町がある。調整結果としては、「新市移行後、集落内市道については地元管理の要請をし、集落間市道については1、2級を問わず市が管理する。」ことと致しております。

分類16「河川環境整備事業」、調整項目2「各区による町管理河川の作業」については、4町において各地域の自主的な協力により実施をしているが、1町では委託等で実施しているところもある。調整結果としては、「地域の主体性を活かしながら、一定基準を設け調整を図る。」こととする。

次に、分類18の「建設工事に伴う地元分担金」、調整項目1の「地元分担金の有無」から項目4の「根拠条例」については、2町で地元分担金として、1町では寄付金として徴収をしており、1町では徴収していない状況であり、負担率についても各町で相違がある。調整結果としては、「新市移行後、地元分担金は徴収しない。ただし、単独事業については、用地等の寄付を要件とする。」こととする。

分類19「補助金・交付金等」、調整項目1「補助事業の有無」については、2町で生活道路舗装改良事業を、1町で下排水路改良事業を実施しているが、補助率等に相違がある。調整結果については、「生活道路(舗装)に伴う補助金」については、「町道については町が事業主体となるため、要綱を整備し新市に継承する。2m以上のその他道路については法定外となるため、一定基準を設け要綱を整備の上、新市に継承する。」こととする。「下排水路改良事業補助金」については、「新市移行時に、廃止する。」こととする。

### **・主な質疑・応答**

委員

34ページの、建設工事に伴う地元負担金でございますが、上の「除草」については「1、2級」という言葉が用いられております。そしてまた、19の補助金・交付金の道路舗装につきましては、「2m以上」というような表現がされておりますけれども、地元負担金につきましては、「新市移行後、地元負担金は徴収しない。ただし、単独事業については、用地等の寄付を要件とする。」という調整結果をご説明を頂きましたが、この現在の町道を市道と継承するという意味だと思っておりますが、その基準、1、2級の基準、それから用地の寄付はおそらく無償提供という解釈だと思っておりますが、単独事業とは国府の補助金が提供されない事業かと思っておりますが、その辺の、1、2級等の基準、その文言についての、もう少し明確な説明を頂きたいと思っております。

野中会長

事務局。

事務局

それでは、ただいまのご質問について、お答えしたいと思います。この1級2級につきましては、この1級2級は補助金の交付の関係で、補助金の要綱がございまして、国の方の補助制度を活用してやっておるという状況になっております。で、この場合、1級2級については、用地または建物部分等は補助対象になるというような状況になっております。単独事業といえますのは、3級以下のその他町道ということになっております。3級その他町道につきましては、補助対象事業にならないということで、その場合については、用地・建物等を地元で提供して頂くことによって、工事については町が施工するという形で進めさせて頂いております。生活道路の補助金のご覧でございますが、この2m道路等の関係につきましては、一定その他町道につきましては、通学路等がございます。こういった部分については、一定町が舗装していくというような部分がございますので、こういった部分を要綱をきちっと整備をして、今後新市に移行していきたいということとですので、ご理解賜りたいと思っております。

#### 全員賛成で協議会決定。

#### **協議第104号： 19-25 公営住宅の取扱い(その4)【説明】**

分類8「補助金・交付金等」、調整項目1「交付の有無」につきましては、1町において「住宅等火災に伴う廃材処分費補助金」を、1町で「後継者住宅新築・改築資金償還助成補助金」を実施している。調整結果としては、「住宅等火災に伴う廃材処分費補助金」については、「火災における廃材処分は産業廃棄物としての取扱いとなり、個人の費用負担が高額となる。新市移行後、環境等の保全のためにも、個人負担の一部を補助する。」「後継者住宅新築・改築資金償還助成補助金」については、「新市移行時に、廃止する。ただし、旧町において決定したものについては、償還期間の終了まで新市に引き継ぐ。」こととする。審議を進めていく中で委員より、「少子高齢化等の地域事情を勘案し、期限や地域を限定するなどして継続すべきでないか。」という意

見、また、「財政的な負担が大きいことは理解するが、過疎や高齢化が進行する地域にとっては非常に貴重な制度である。」などの意見が出た。委員会としては、今後は、農業の担い手等に対する他の補助制度を有効に活用するなどをして、後継者定住促進を推進すべきことを、全員で確認した。

分類9「その他住宅関連事業」、調整項目3「町単独事業」については、1町で「子育て若者受入れ対策事業」として空き家の状況調査を行い、都会で子育てに努力されている若夫婦に斡旋をする事業を行っている。調整結果としては、「農村の活性化対策として若者の受入れに対する斡旋事業であり、新市において他の関連事業と調整を図り実施する。」こととする。

#### 全員賛成で協議会決定。

#### **協議第105号： 19 - 25 下水道等の取扱い(その3)【説明】**

分類4「農業集落排水事業」、調整項目6「水洗化促進」については、1町で個人の借入金に係る「利子補給制度」を、1町で集落全体の資金借り入れに対する「利子補給制度」を実施している。調整結果としては、「公共用水域の水質保全を図る上において、水洗化促進のため、要綱を整備し新市に継承する。」こととする。

分類5「合併浄化槽」、調整項目3「維持管理」については、4町とも設置者である個人が浄化槽を管理しているが、そのうち2町においては、水質保全のため維持管理組合を設置している。調整結果としては、「合併処理浄化層の処理地域で、適正な浄化槽管理と設置促進を目的として立ち上げられた維持管理組合を存続し、補助金については地域を限定して一元化の上、新市に継承する。」こととする。項目4「水洗化促進」については、1町において個人の借入金に係る「利子補給制度」を実施している。調整結果としては、「公共用水域の水質保全を図る上において、水洗化促進のため、要綱を整備し新市に継承する。」こととする。

分類8「生活排水処理施設の受益者に対する支援措置」、調整項目1「支援措置」については、4町において「合併処理浄化槽設置整備事業補助」を行っており、1町では「高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業補助」並びに「雑排水処理槽補助金」を実施している。調整結果としては、「合併処理浄化槽設置整備事業補助」については、「現行のまま新市に継承する。ただし、新市移行後5年以内に調整し、国庫補助基本額の限度額に統一する。」、「高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業補助」については、「地域を限定して現行のまま新市に継承する。ただし、新市移行後5年以内に調整し、国庫補助基本額の限度額に統一する。」、「雑排水処理槽補助金」については、「現行のまま新市に継承する。ただし、新市移行後5年以内に廃止の方向で検討する。」こととする。

#### 全員賛成で協議会決定。

#### **協議106号： 19 - 28 農林水産事業の取扱い(その5)【説明】**

「農業の取扱い」、分類4「生産調整対策事業」、調整項目2「町単独事業」については、1町で担い手支援事業を、1町で水田農業構造改革対策団地化促進事業を、平成16年度から実施をしている。調整結果としては、「新市移行後、生産調整対策のため、地域及び期間を定め継承する。」こととする。

分類6「土地改良事業」、調整項目1「国府補助事業」については、3町で「小規模農業基盤整備事業」・「基盤整備促進事業」・「土地改良施設維持管理適正化事業」を行い、また、「府営経営体育成基盤整備事業」を1町で行っている。調整結果としては、「小規模農業基盤整備事業」・「基盤整備促進事業」については、「補助率を統一の上、新市に継承する。」、「土地改良施設維持管理適正化事業」については、「補助率を統一の上、新市に継承する。ただし、合併前の制度により決定した事業については終了まで継承する。」、「府営経営体育成基盤整備事業」については、「地域を限定し、現行のまま新市に継承する。」こととする。項目2「町単独事業」については、3町で取り組みを行っているが、補助率などに内容に相違がある。調整結果としては、「要綱を整備の上、新市に継承する。尚、農業基盤整備事業については補助率50%以内、補助対象事業費50千円以上500千円以内とし、農道舗装については補助率50%以内とする。」こととする。

分類8「畜産振興」、調整項目2「町単独事業」については、2町で「家畜伝染病予防対策事業」を、1町で「酪農ヘルパー利用組合補助事業」を、1町で「家畜素牛導入助成事業」・「家畜診療事業」・「家畜預託事業利子補給」・「良質乳生産奨励対策事業」・「集乳運賃助成事業」を実施している。調整結果としては、「家畜伝染病予防対策事業」については、「要綱を整備の上、新市に継承する。」、「良質乳生産奨励対策事業」・「集乳運賃助成事業」については、審議の中で、「両事業は類似した部分もあると思われるので、出来れば、統一した事業として新市に継承した方がよいのではないか。」との意見もあり、協議の結果、「良質乳生産奨励対策事業と集乳運賃助成事業を統一し、要綱を整備の上、新市に継承する。」こととしている。「酪農ヘルパー利用組合補助事業」については、「ヘルパー利用組合と調整を図り、廃止の方向で検討する。」、「家畜素牛導入助成事業」・「家畜預託事業利子補給」については、「新市移行時に、廃止する。」、「家畜診療事業」については、「地域の特殊性を考慮し、地域を限定して新市に継承する。」としております。

「林業の取扱い」、分類1「林業振興関連事業」、調整項目1「国府補助事業」については、3町で「林業労働者共済事業」の長期事業掛金並びに「林業退職金助成事業」に補助金を支出しているが、町単独補助に相違がある。調整結果としては、「新市移行後は市の義務負担分のみとし、単独補助分については廃止の方向で検討する。」こととする。調整2「町単独事業」については、林業振興では4町とも「林業振興事業」を制度化しており、林業労働者対策では、1町では「林業労働者災害見舞金支給制度」・「林業労働者民間住宅借入補助金」を、1町で「林業後継者育成事業」として「交流学习推進事業」・「技術研修事業」・「グループ活動事業」・「就業奨励事業」及び「林業後継者経営改善利子補給事業」を実施をしており、特用林産物関連では、3町で「マツ

タケ関連事業」を、1町で「里山利用事業」を実施をする。調整結果としては、「林業振興」では、「新市移行後、要綱を整備の上、一元化を図る。」林業労働者対策では、「労働者災害見舞金支給制度」並びに「林業労働者民間住宅借入補助金」・「林業後継者経営改善利子補給事業」については、「新市移行時に、廃止する。」「林業後継者育成事業」については、「『交流学习推進事業』『技術研修事業』『グループ活動事業』については新市移行時に廃止し、『就業奨励事業』については林業労働者確保のため、要綱を整備の上、新市に継承する。」特用林産物関連では、「マツタケ関連事業」については、「特産品の『丹波マツタケ』増産のため、新市において新事業を検討する。」「里山利用事業」については、「現行のまま、新市に継承する。」こととする。

分類2「森林整備」、調整項目1「国府補助事業」については、4町で「森林病虫害防除事業」として、松くい虫防除事業を実施しているが、1町では単費による事務費補助を行っている。また、間伐対策として1町で間伐等森林整備促進事業により作業機械購入補助を行っている。調整結果としては、「森林病虫害防除事業」並びに「間伐対策」については、「新市移行後も、国府補助事業を活用して事業実施するが、単独補助分については見直しを図る。」こととする。項目2の「町単独事業」については、3町において地域の実情等を考慮する中で、間伐対策や枝打ち・造林事業等を実施しているが、補助内容や補助率等に相違がある。調整結果としては、「各町の事業を統合し、要綱を整備の上、新市に継承する。」こととする。

分類3「林道・作業道整備」、調整項目1「国府補助事業」については、3町で「林道開設事業（一般）」並びに「林業施業省力化促進事業」を取り組んでおり、2町で「林道開設事業（広域林道への連絡林道）」を取り組んでいる。また、1町で「作業道整備事業」・「府単費林道整備事業」・「小規模治山事業」を取り組んでいる。調整結果としては、「林道開設事業（一般）」並びに「林業施業省力化促進事業」については、「新市移行後も、国府補助事業を活用して事業実施するが、単独補助分については補助率を統一する。」「林道開設事業（広域林道への連絡林道）」については、「地域を限定し、現行のまま新市に継承する。」「作業道整備事業」・「府単費林道整備事業」については、「新市移行後も国府補助事業を活用して事業実施するが、単独補助分については他の林道・作業道整備事業の補助率と統一する。」こととする。また「小規模治山事業」については、「新市移行後も国府補助事業を活用して事業実施するが、単独補助分については補助率の見直しを図る。」こととする。

調整項目2「町単独事業」については、3町で「林道、作業道維持修繕」に事業、2町で広域林道への連絡林道や町直轄林道の「林道維持修繕」に取り組んでおり、1町で「作業道災害復旧事業」や「林道管理ゲート設置事業」を、1町で「林業作業道新設事業補助金」を行っている。調整結果としては、「林道、作業道維持修繕」については、「森林保全を図るため、要綱を整備の上、新市に継承する。尚、補助率50%以内、補助対象事業費50千円以上500千円以内とする。広域林道への連絡林道や町直轄林道の「林道維持修繕」については、「集落間及び広域林道等への連絡林道で、町が管理すべきものであり、地域を限定し新市に継承する。」「作業道災害

復旧事業」については、「現行のまま、新市に継承する。」、「林道管理ゲート設置事業」並びに「林業作業道新設事業補助金」については、「要綱を整備の上、新市に継承する。」こととする。

分類4「狩猟・有害鳥獣駆除対策」、調整項目1「国府補助事業」については、4町とも「有害鳥獣防除施設設置事業」並びに「有害鳥獣捕獲柵・檻設置事業」を実施しているが、町単費上乘せに相違がある。調整結果としては、「有害鳥獣防除施設設置事業」並びに「有害鳥獣捕獲柵・檻設置事業」とも「補助率を統一し、新市に継承する。」こととする。項目2「町単独事業」については、2町で「狩猟免許取得事業」並びに「有害鳥獣捕獲報奨金」を実施しているが、補助や報奨金に相違がある。また、2町で「鹿焼却費」を、1町で「有害鳥獣捕獲柵保険料」を、1町で「有害鳥獣捕獲ハンター保険料助成」を行っている。調整結果としては、「狩猟免許取得事業」については、「有害鳥獣駆除事業に対する駆除班員を養成するため、要綱を整備の上、新市に継承する。」、「有害鳥獣捕獲報奨金」については、「報奨金を調整し、新市に継承する。」、「鹿焼却費」については、「現行のまま、新市に継承する。」、「有害鳥獣捕獲柵保険料」・「有害鳥獣捕獲ハンター保険料助成」については、「新市移行時に、廃止する。」こととする。

「水産業の取扱い」、分類1「水産業振興」、調整項目1「国府補助事業」については、4町で「内水面漁業振興対策事業」を取り組んでおりますが、取り組みの内容に相違がある。また、2町で「漁場クリーンアップ委託事業」を取り組んでいる。調整結果としては、「内水面漁業振興対策事業」については、「各漁協との調整を図り、新市に継承する。」、「漁場クリーンアップ委託事業」については、「現行のまま、新市に継承する。」こととする。項目2「町単独事業」については、1町で「河川環境整備対策事業」を実施している。調整結果としては、「河川の環境整備及び水産物の生産強化のため、各漁協と調整を図り、新市に継承する。」こととする。

#### 全員賛成で協議会決定。

#### **協議第107号： 19 - 29 商工観光事業の取扱い(その4)【説明】**

「商工業の取扱い」、分類2「商工振興関連事業」、調整項目2「町単独事業」については、1町で「商品券事業」を、1町で「中小企業従業員支度助成」・「中小企業従業員研修助成」・「中小企業退職金共済掛金助成事業」を実施している。調整結果としては、「商品券事業」については、「地域を限定し、現行のまま新市に継承する。」、「中小企業従業員支度助成」・「中小企業従業員研修助成」・「中小企業退職金共済掛金助成事業」については、「中小企業支援のため、事業内容を見直し、新市に継承する。」こととする。

「観光事業の取扱い」、分類項目2「観光振興事業」、調整項目2「町単独事業」については、2町で「歴史街道推進事業」を実施しており、1町で「シティーフラワー推進事業」を、1町で「修学旅行誘致事業」を実施している。調整結果としては、「シティーフラワー推進事業」については、「事業内容を見直し、新市に継承する。」、「歴史街道推進事業」・「修学旅行誘致事業」については、「地域を限定し、新市に継承する。」こととする。

全員賛成で協議会決定。

( 2 ) その他

- ・ 第 5 回合併協議会の会議録について  
資料に基づき、事務局より説明
- ・ 第 7 回合併協議会の日程及び議題について  
資料に基づき、事務局より説明

日 程 平成 1 6 年 1 1 月 2 9 日 ( 月 ) 午後 1 時 3 0 分 ~

場 所 日吉町 日吉町役場 4 階町民ホール

議 題

- ・ 協議事項 合併協定項目の調整結果について
- ・ その他

4 . 閉 会

- ・ 岸上 吉治副会長より閉会の挨拶 ( 全文 )

岸上副会長

[ 閉会挨拶 ]

委員各位のみなさんには、大変悪天候の中お集まり頂きまして、無事協議全てにご承認を賜りまして、誠にありがとうございました。台風 2 3 号が襲来致しておりまして、外は大変大雨が降っております。お帰りは十分お気をつけてお帰り頂きますことをお願い申し上げ、簡単ではございますが、閉会の挨拶にさせて頂きたいと思っております。大変ありがとうございました。

以上